

京都市事務分掌規則の一部を改正する規則を公布する。

平成25年12月24日

京都市長 門川 大作

京都市規則第135号

京都市事務分掌規則の一部を改正する規則

京都市事務分掌規則の一部を次のように改正する。

第11条観光MICE推進室の款第8号中「及び大規模国際コンベンション誘致対象選定委員会」を「，大規模国際コンベンション誘致対象選定委員会及び観光振興審議会」に改める。

第12条障害保健福祉推進室の款中第18号を削り，第19号を第18号とし，第20号から第22号までを1号ずつ繰り上げ，同款第23号中「障害程度区分判定等審査会」の右に「，障害者施策推進審議会及び精神保健福祉審議会」を加え，同号を同款第22号とし，同款中第24号を削り，第25号を第23号とし，第26号から第29号までを2号ずつ繰り上げ，同条保健衛生推進室の款保健医療課の項中第5号を削り，第6号を第5号とし，第7号から第12号までを1号ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は，公布の日から施行する。

(行財政局人事部人事課)